



### 3. 森林保全の動向

#### (1) 保安林等の管理及び保全

##### (保安林)

森林は、山地災害の防止、水源の涵養等の公益的機能を有しており、公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採、土地の形質の変更等を規制している。保安林には、水源かん養保安林を始めとする17種類がある。令和3(2021)年度には、新たに約1.5万haが保安林に指定され、同年度末で、全国の森林面積の48.9%、国土面積の32.4%に当たる1,226万haの森林が保安林に指定されている(資料I-22)。



保安林制度

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con\\_2.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html)

##### (林地開発許可)

保安林に指定されていない民有林において、工場・事業用地や農用地の造成、土石の採掘等の一定規模を超える開発を行う場合は、森林法に基づき、都道府県知事の許可が必要とされている。令和3(2021)年度には、1,981haについて林地開発の許可が行われた。このうち、工場・事業用地及び農用地の造成が962ha、土石の採掘が721haとなっている\*46。

再生可能エネルギー推進の手段として期待される太陽光発電設備の設置について、近年、森林内での設置事例が多数みられ、災害発生等の懸念があることから、森林の公益的機能の発揮と調和した太陽光発電設備の適正な導入を図ることが重要な課題となっている。このため、林野庁では、太陽光発電設備の特殊性を踏まえ、令和元(2019)年に開発行為の許可基準の整備等を行った。さらに、令和4(2022)年には、この許可基準の運用状況や小規模な林地開発の検証・分析等を行い、その結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置に係る林地開発については、令和5(2023)年4月から規制対象となる開発面積の規模を0.5ha超に引き下

#### 資料I-22 保安林の種類別面積

森林法第25条第1項	保安林種別	面積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,254,925	9,254,925
2号	土砂流出防備保安林	2,614,659	2,546,249
3号	土砂崩壊防備保安林	60,384	59,965
4号	飛砂防備保安林	16,129	16,108
5号	防風保安林	56,150	56,006
	水害防備保安林	627	607
	潮害防備保安林	14,046	12,228
	干害防備保安林	126,256	99,971
	防雪保安林	31	31
6号	防霧保安林	61,620	61,392
	なだれ防止保安林	19,179	16,582
	落石防止保安林	2,529	2,490
7号	防火保安林	387	294
8号	魚つき保安林	60,121	26,854
9号	航行目標保安林	1,106	319
10号	保健保安林	703,932	92,535
11号	風致保安林	28,034	14,233
合計		13,020,117	12,260,789
森林面積に対する比率(%)		-	48.9
国土面積に対する比率(%)		-	32.4

注1：令和4(2022)年3月31日現在の数値。

2：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。

資料：林野庁治山課調べ。

\*46 林野庁治山課調べ。

げる（現行は1ha超）ほか、開発行為全般に関しても、開発行為の一体性を判断するための目安や、より強い雨量強度に対応できる防災施設の基準を示すなど、森林の公益的機能の確保に向けた見直しを行った（資料I-23）。

### （盛土等の安全対策）

令和3（2021）年7月に静岡県熱海市<sup>あたま</sup>において発生した土石流災害を契機として、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、令和4（2022）年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が第208回国会において成立した<sup>\*47</sup>。

盛土規制法においては、盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされた。都道府県知

## 資料I-23 林地開発許可制度の見直しの概要

### 森林法施行令及び施行規則等の主な改正内容

#### 改正前の主な内容

- 地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において、1haを超える土地の形質変更を行う場合、都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けようとする者は、申請書に位置図、区域図、計画書等を添付して申請。

- 太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。
- 許可を受けようとする者に対し、防災措置を行うために必要な資力・信用及び能力を有することを証する書類を添付することを義務付け。

### 通知において新たに示す主な内容

#### ➤ 開発規模の一体性の判断に関する整理

- ・実施主体、実施時期、実施箇所のそれぞれについて、開発規模の一体性を判断するための考え方を明確化。

#### ➤ 降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備

#### 改正前の主な内容

- ・排水施設の断面の設計雨量強度：10年確率
- ・洪水調節池の設計雨量強度：30年確率
- ・土砂流出により下流に災害が発生するおそれがある場合、えん堤等の対応策を措置。

- ・周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用することとする。
- ・河川等の管理者が必要と認める場合、洪水調節池の設計雨量強度について50年確率を採用できることとする。
- ・山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の対応策を措置することを明確化。

#### ➤ 開発事業者の施工体制の確認

- ・資力・信用、能力のそれぞれについて、具体的に提出を求める書類を例示。
- ・主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまでは他の開発行為を行わないことなどを許可に付す条件として例示。

#### ➤ 防災施設等の施工後の管理

- ・緑化措置について、植生が定着しないおそれがある場合、一定期間の経過観察を行った上で完了確認を行うことができることとする。
- ・完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、計画書の内容に防災施設の維持管理方法を位置付け。

#### ➤ 地域の意見の反映

- ・森林法に基づく市町村長の意見聴取について、意見への対応方法を示すとともに、様式を例示し聴取事項を明確化。
- ・太陽光発電設備の設置を目的とした開発については、必要に応じ地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を促すこととする。

\*47 令和5（2023）年5月26日に施行。

事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できるとともに、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等による許可等の対象とするとともに、災害防止のために必要な許可基準に沿った安全対策の実施を確認するなどの措置を講ずることとされている。

また、盛土規制法においては、既存の盛土等も含め、土地所有者等や盛土等の行為者の責任を明確化し、災害防止のために必要なときは都道府県知事等が是正措置等を命ずることができることとされている。

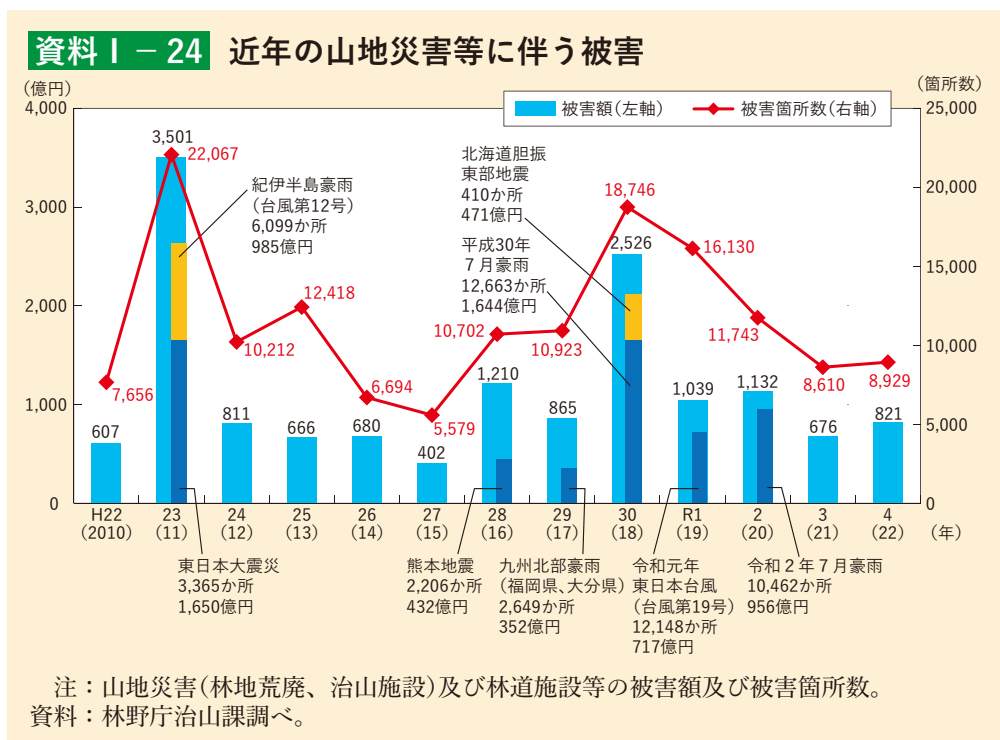
林野庁では、国土交通省等と連携し、規制区域の指定要領、盛土等の工事に係る許可基準、盛土等の安全対策の進め方等をまとめたガイドライン等の整備を行うとともに、盛土規制法による規制が速やかに実効性をもって行われるよう、規制区域指定等のための基礎調査や危険が認められた盛土等の安全対策の実施等について都道府県等を支援するなど、盛土等に伴う災害の防止に向けた取組を進めている。

## (2) 山地災害等への対応 (山地災害等への迅速な対応)

近年、「令和2年7月豪雨」や「令和元年東日本台風(台風第19号)」など、山地災害が激甚化・同時多発化する傾向がある。令和4(2022)年の山地災害等による被害額は、8月の大雨や9月の台風などにより、821億円に及んだ(資料I-24)。

特に、7月、8月の大雨や9月の台風第14号及び第15号においては、全国各地で山腹崩壊や土砂流出等が発生し、被害箇所は、林地荒廃774か所、治山施設76か所、林道施設等7,476か所に上り、被害額は約732億円となった。

林野庁では、このような山地災害が発生した際には、災害復旧等事業の実施に取り組むとともに、大規模な被害が発生した場合は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づく人工衛星からの緊急観測結果の被災県等への提供、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況調査、被災地への職員派遣(農林水産省サポート・アドバイザーチーム要員(MAFF-SAT))等の技術的支援を行い、早期復旧に向けて取り組んでいる。



### (山地災害からの復旧)

近年、毎年のように激甚な山地災害等が発生しているが、令和2(2020)年に発生した「令和2年7月豪雨」では、単一の災害では過去10年で最多となる43道府県で山地災害等が発生した。山地災害に係る災害復旧等事業については、令和5(2023)年3月末時点で280地区で完了し、11地区で実施中である。特に被害が甚大であった熊本県では、県からの要請を受けた九州森林管理局が、県に代わって36地区の被災した治山施設や林地の復旧を実施している。また、令和3(2021)年には、新潟県において融雪に伴う大規模な地すべりが発生した。令和4(2022)年には、7月、8月の大雨や、台風第14号及び第15号による甚大な被害が発生しており、山地災害に係る災害復旧等事業を188地区で採択し、復旧対策を実施している。

### (治山事業の実施)

国及び都道府県は、保安林等において治山施設の設置等を通じて山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧整備等を図る治山事業<sup>\*48</sup>を実施している。こうした継続的な事業の実施による森林の維持・造成を通じて、森林土壌の有する浸透能・保水力が保たれ、国土保全機能が発揮されている。これらに加え、山地災害危険地区<sup>\*49</sup>に関する情報を地域住民に提供する等のソフト対策を一体的に実施している。

また、こうした取組を計画的に推進するため、森林整備保全事業計画において、治山事業の実施により周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落数の増加を目標として設定している。具体的には、令和5(2023)年度までに58,600集落を目標としており(基準値56,200集落(平成30(2018)年度))、令和3(2021)年度末では約57,300集落となっている。

### (防災・減災、国土強靱化に向けた取組)

林野庁では、令和3(2021)年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2(2020)年12月閣議決定)に基づいて、山地災害危険地区や重要なインフラ施設周辺等を対象とした治山対策及び森林整備に重点的に取り組んでいる。また、こうした取組に際しては、「流域治水<sup>\*50</sup>」として関連省庁と連携しつつ効果的な対策を実施している。

### (海岸防災林の整備)

我が国の海岸では、飛砂害や風害、潮害等を防ぐため、マツ類を主体とする海岸防災林の整備・保全が全国で進められてきた。これに加え、東日本大震災では、海岸防災林が津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉等の被害軽減効果を発揮したことを踏まえ、平成24(2012)年に、海岸防災林の整備を津波に対する「多重防御」施策の一つとして位置付け<sup>\*51</sup>、被災した海岸防災林の再生及び全国的な海岸防災林の整備を進めているところである。

具体的には根の緊縛力を高め、根返りしにくい林帯を造成するため、盛土による生育基盤の確保、植栽等の整備を進めてきたところであり、今後は、海岸部は地下水位が高いエリアが多いことに留意した適切な保育管理等を通じて、津波に対する被害軽減、飛砂害や風害、潮害の防備等の機能が総合的に発揮される健全な海岸防災林の育成を図ることとし

\*48 森林法で規定される保安施設事業及び「地すべり等防止法」で規定される地すべり防止工事に関する事業。

\*49 都道府県及び森林管理局が、山地災害により被害が発生するおそれのある地区を山地災害危険地区として調査・把握。

\*50 流域治水の取組については、特集第4節(2)21-22ページを参照。

\*51 中央防災会議防災対策推進検討会議「防災対策推進検討会議 最終報告」(平成24(2012)年7月31日)

ている。林野庁は、令和5(2023)年度までに、適切に保全されている海岸防災林等の割合を100%とする目標を定めており(基準値96%(平成30(2018)年度))、令和3(2021)年度における割合は98%となっている。

### (3) 森林における生物多様性の保全

#### (生物多様性保全の取組を強化)

我が国の森林は、人工林から原始的な天然林まで多様な森林から構成されており、多くの野生生物種が生育・生息する場となっている。

政府は、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組<sup>\*52</sup>」を踏まえて、令和5(2023)年3月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、その中において、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」を掲げ、5つの基本戦略を定めている。また、農林水産省では、みどりの食料システム戦略や「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、令和5(2023)年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進している。

林野庁においても、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくりを推進するとともに、国有林野においては「保護林<sup>\*53</sup>」及びこれらを中心としてネットワークを形成する「緑の回廊<sup>\*54</sup>」を設定して森林の生物多様性保全に取り組んでいる。

#### (我が国の森林を世界遺産等に登録)

世界遺産<sup>\*55</sup>について、我が国では、平成5(1993)年に「白神山地<sup>しらかみさんち</sup>」(青森県及び秋田県)と「屋久島<sup>やくしま</sup>」(鹿児島県)、平成17(2005)年に「知床<sup>しれとこ</sup>」(北海道)、平成23(2011)年に「小笠原諸島<sup>がさわらしょとう</sup>」(東京都)、令和3(2021)年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島<sup>あまみ おおしま とくのしま おきなわしまほくぶ いりおてしま</sup>」(鹿児島県及び沖縄県)が世界自然遺産として登録されており、これらの陸域の8割以上が国有林野となっている。このほか、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)など、いくつかの世界文化遺産に国有林野が含まれている。

世界遺産のほか、ユネスコでは「ユネスコエコパーク<sup>\*56</sup>」の登録を行っており、我が国では令和4(2022)年6月現在、みなかみユネスコエコパーク(群馬県及び新潟県)等10件が登録されている。

林野庁では、これらの世界遺産やユネスコエコパークが所在する国有林野の厳格な保護・管理等を行っている<sup>\*57</sup>。

\*52 昆明・モンテリオール生物多様性枠組については、第4節(3)77ページを参照。

\*53 保護林については、第IV章第2節(1)165ページを参照。

\*54 緑の回廊については、第IV章第2節(1)165-166ページを参照。

\*55 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて、記念工作物、建造物群、遺跡、自然地域等で顕著な普遍的価値を有するものをユネスコが一覧表に記載し保護・保存する制度。

\*56 「生物圏保存地域(Biosphere Reserve)」の国内呼称。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」の3つの機能を有する地域を登録。

\*57 国有林野での取組については、第IV章第2節(1)166ページを参照。

## (4) 森林被害対策の推進

### (野生鳥獣による被害の状況)

近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にはあるものの、森林被害は依然として深刻な状況にある。令和3(2021)年度の野生鳥獣による森林被害面積は、全国で約4,900haとなっており、このうち、シカによる被害が約7割を占めている(資料I-25)。

シカによる被害の内訳としては、食害による造林木の成長阻害や枯死、木材価値の低下のほか、下層植生の消失等による土壌流出などがある。

環境省によると、北海道を除くシカの個体数<sup>\*58</sup>の推定値(中央値)は、令和3(2021)年度末時点で約222万頭<sup>\*59</sup>であり、平成26(2014)年度をピークに減少傾向が継続していると考えられている<sup>\*60</sup>。また、シカの分布域は、昭和53(1978)年度から平成30(2018)年度までの間に約2.7倍に拡大し、最近では東北地方や北陸地方、中国地方において分布域が拡大している<sup>\*61</sup>。

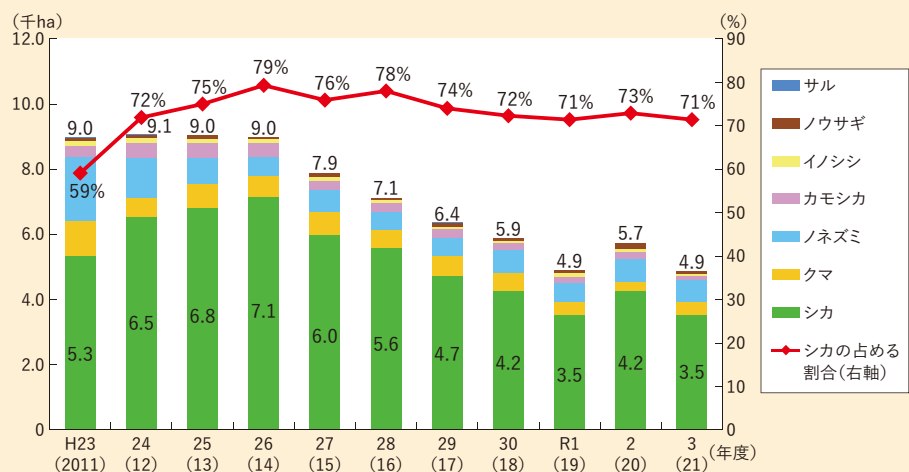
その他の野生鳥獣被害としてはノネズミやクマによる被害などがある。特に北海道のエゾヤチネズミは、数年おきに大発生し、造林地等に大きな被害を引き起こしている。また、クマは、立木の樹皮を剥ぐことによる枯損<sup>こそん</sup>や木材価値の低下を引き起こしている。

### (野生鳥獣被害対策を実施)

造林地等における野生鳥獣対策としては、シカ等の野生鳥獣の侵入を防ぐ防護柵や、立木を剥皮被害から守る防護テープ、苗木を食害から守る食害防止チューブ<sup>\*62</sup>の設置等が行われている。また、各地域の地方公共団体、鳥獣被害対策協議会等によりシカ等の計画的な捕獲、捕獲技術者の養成等が行われている。

環境省と農林水産省は、令和5(2023)年度までにシカ及びイノシシの個体数を平成23(2011)年度比で半減させる捕獲目標を設定している。令和3(2021)年度の捕獲頭数は、シカ約72.5万頭(前年度比7.4%増)、イノシシ約52.9万頭(前

資料I-25 主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。  
 2：森林及び苗畑の被害。  
 資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

\*58 北海道については、北海道庁が独自に個体数を推定しており、令和3(2021)年度末において東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3~20万頭と推定。  
 \*59 推定値は、約192~265万頭(90%信用区間)。信用区間とは、その確率で真の値が含まれる範囲を指す。  
 \*60 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和5(2023)年4月4日付け)  
 \*61 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について(令和2年度)」(令和3(2021)年3月2日付け)  
 \*62 植栽木をポリエチレン製のチューブで囲い込むことにより食害を防止する方法。

年度比22.1%減)<sup>\*63</sup>であった。半減目標達成に向けては引き続き捕獲強化が必要であり、令和4(2022)年度の狩猟期間にも3年目となる「集中捕獲キャンペーン」を実施した。また、環境省と連携し、野生動物管理に係る専門人材の教育プログラムの作成等に取り組み、令和4(2022)年10月から12月にかけて6大学で教育プログラムを試行的に実施した。

林野庁では、森林整備事業により、森林所有者等による造林等の施業と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備や、囲いわな等による鳥獣の誘引捕獲等に対する支援を行うとともに、シカ等による森林被害緊急対策事業等により、林業関係者が主体的に行う捕獲や捕獲技術の実証等への支援を行っている。

国有林野においても、森林管理署等が実施するシカの生息・分布調査等の結果を地域の協議会に提供し、知見の共有を図るとともに、効果的な被害対策の実施等に取り組んでいる<sup>\*64</sup>(事例I-4)。

### 〔「松くい虫」による被害〕

「松くい虫<sup>\*65</sup>被害」は、マツノザイセンチュウという体長約1mmの外来の線虫が、在来のマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し枯死させるマツ材線虫病である。松くい虫被害は、全国的に広がっており、北海道を除く46都府県で被害が確認されている。

## 事例I-4 林家によるシカ被害対策の取組

栃木県佐野市の林家の遠藤氏は、所有山林750haに受託を含めて800haの山林を経営している。近年、シカ被害を受け、様々な対策を実践してきた。その一つが、令和2(2020)年から取り入れた小林式誘引捕獲である。小林式誘引捕獲とは、林野庁の職員が考案した餌とわなを組み合わせた捕獲方法であり、くくりわなの初心者でもシカを効率よく捕獲できる。

遠藤氏は、元々狩猟をしており自身の経験に小林式誘引捕獲のノウハウを加えるとともに、センサーカメラで事前調査を行い、周辺にシカの群れがいることを確認してからくくりわなを設置するという工夫をしている。20基のわなで、令和3(2021)年は70頭以上、令和4(2022)年は133頭と高効率で捕獲している。精力的にシカ捕獲を続けた結果、忌避剤のみで新植地の食害がほぼ無くなるなど被害対策に効果が表れている。

効率よくシカを捕獲できる小林式誘引捕獲は、今後、各地域での普及が期待される。



手前の車道際の造林地にくくりわなを設置。わなの見回りも捕獲後の処理も容易。



センサーカメラがとらえたシカの群れ



シカ被害対策

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/sodateyou/171225.html>

(写真提供：遠藤厚寛氏、全国林業改良普及協会)

\*63 環境省速報値。シカの捕獲頭数は、北海道のエゾシカを含む数値。

\*64 国有林野における取組については、第IV章第2節(1)167-168ページを参照。

\*65 松くい虫は、「森林病虫害等防除法」により、「森林病虫害等」に指定されている。

令和3(2021)年度の松くい虫被害量(材積)は約26万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で、昭和54(1979)年度のピーク時の9分の1程度に減少しているが、依然として我が国最大の森林病虫害被害であり、継続的な対策が必要となっている(資料I-26)。

林野庁は、令和7(2025)年度までに、保全すべき松林<sup>\*66</sup>の被害率が1%未満に抑えられている都府県の割合を100%とする目標を設定しており、令和3(2021)年度は85%となっている。また、保全すべき松林の被害先端地域<sup>\*67</sup>の被害率が全国の被害率を下回ることも目標としているが、令和3(2021)年度における全国の被害率0.21%に対し、被害先端地域は0.23%となっている。

これらの目標達成に向け、都府県と連携しながら、保全すべき松林を対象として、薬剤散布、樹幹注入等の予防と被害木の伐倒くん蒸等の駆除を実施している。令和4(2022)年度は、更なる効率化のため、ドローンを活用した被害木の探査や薬剤散布の実証等を実施した。また、保全すべき松林の周辺では広葉樹等への樹種転換を推進している。

さらに、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、マツノザイセンチュウに対して抵抗性を有する品種の開発を行い、令和3(2021)年度までに565品種を開発した<sup>\*68</sup>。令和3(2021)年度には、これらを用いた抵抗性マツの苗木が約124万本生産され、マツ苗木の9割を占めるようになっている<sup>\*69</sup>。

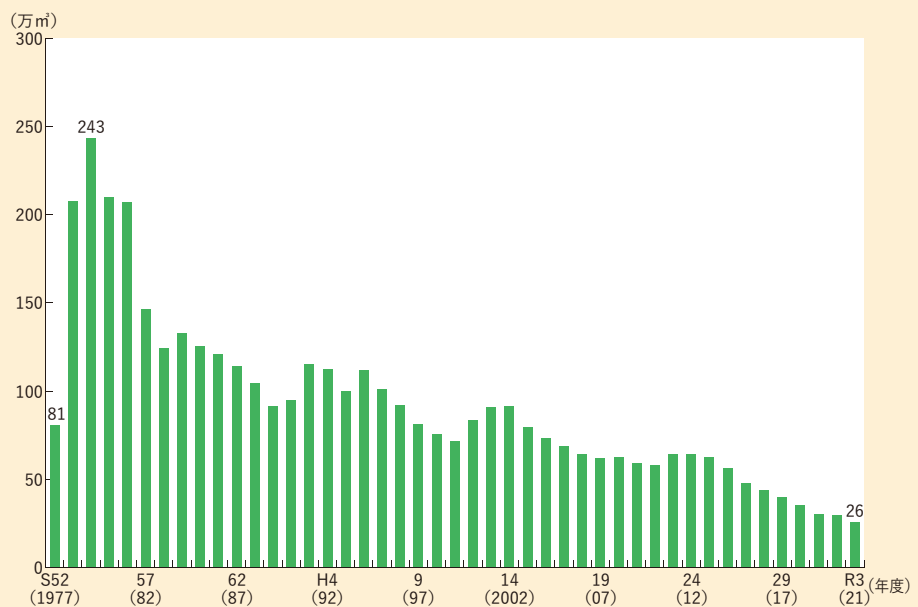
### (ナラ枯れ被害の状況)

「ナラ枯れ」は、ナラ菌が体長5mm程度の甲虫であるカシノナガクイムシ<sup>\*70</sup>によってナラ類やシイ・カシ類の樹体内に持ち込まれ樹木を枯死させるブナ科樹木<sup>いちよう</sup>萎凋病である。

令和3(2021)年度のナラ枯れの被害は42都府県で確認されている。被害量(材積)は約15万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で、令和2(2020)年度の約8割に減少したものの、16都府県で被害量が増加するなど、依然として大きな被害が発生している(資料I-27)。

このため、林野庁では、特に守るべき樹木及びその周辺において、健全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆等による侵入予防と被害木のくん蒸による駆除等を実施している。また、ナラ枯れ

資料I-26 松くい虫被害量(材積)の推移



資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

\*66 保安林等公益性の高い森林を対象に都道府県知事等が高度公益機能森林又は地区保全森林として定めた松林。  
 \*67 高緯度、高標高等被害拡大の先端地域となっている区域。  
 \*68 林野庁研究指導課調べ。  
 \*69 林野庁整備課調べ。  
 \*70 カシノナガクイムシを含むせん孔虫類は、「森林病虫害等防除法」により、「森林病虫害等」に指定されている。



被害は高齢化した森林の大径木に多くみられることから、伐採・更新を行い、若返りによる被害を受けにくい健全な森づくりを推進している。

なお、ナラ枯れ被害との関連性については十分に解明されていないものの、ナラ枯れの枯死木付近でカエントケが確認されている。カエントケは強い毒性のあるきのこで、触れるだけでも皮膚に炎症を起こすといわれており、少量の摂取でも死亡事例があることからむやみに触らないなどの注意が必要である。

### (外来カミキリムシの確認)

国際自然保護連合 (IUCN) が世界の侵略的外来種ワースト100に挙げているツヤハダゴマダラカミキリが、令和2(2020)年に兵庫県で発見されたのを皮切りに、本州各地で生息が確認されている。本種は、海外において幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、その中の多くの樹種は日本国内の森林にも自生し被害を受ける可能性があることから、林野庁では、関係省庁や地方公共団体と連携して注意喚起や情報発信を行うなど監視強化に努めている。

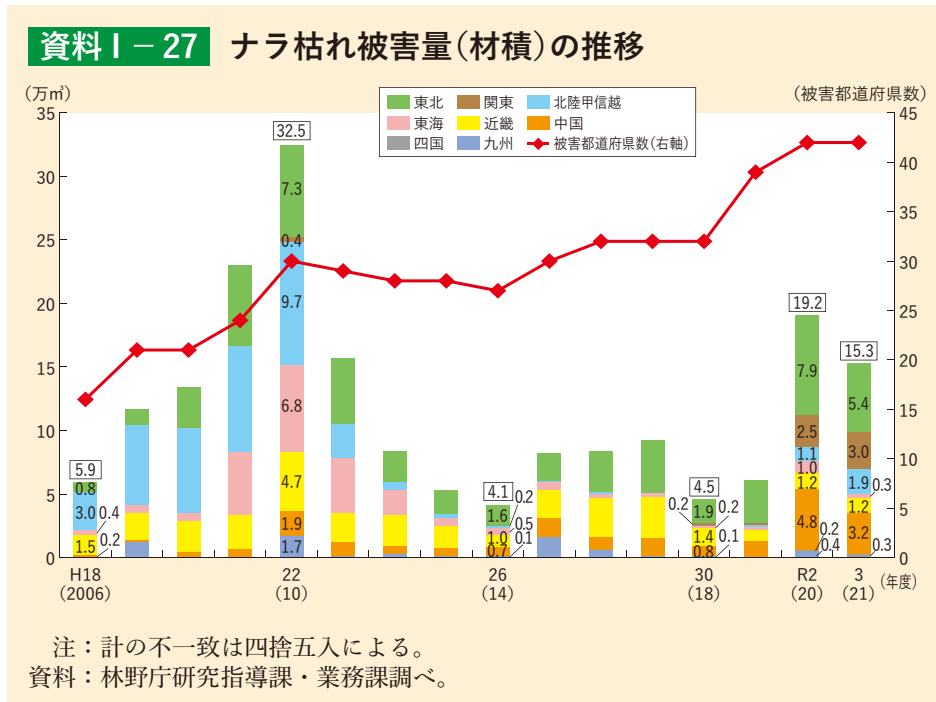
### (林野火災の状況)

令和3(2021)年における林野火災の発生件数は1,227件、焼損面積は約789haであった(資料I-28)。

林野火災は、冬から春までに集中して発生しており、原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものである。このため、林野庁では、入山者が増加する春を中心に、消防庁と連携して「全国山火事予防運動」を行っている。

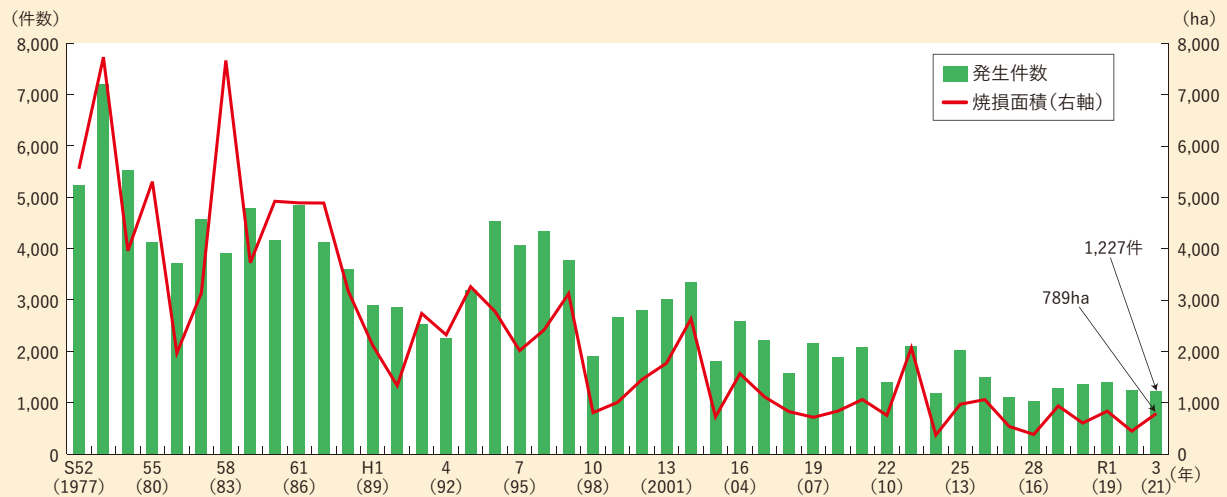
### (森林保険制度)

森林についての火災、気象災及び噴火災による損害を填補する森林保険\*71は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が実施しており、契約面積は、令和3(2021)年度末時点で約57.1万haと減少傾向が続いている。本制度の普及のため、ウェブサイト等を活用した情報発信の強化に取り組んでいる。なお、令和3(2021)年度の保険金支払総額は約4億円であった。



\*71 「森林保険法」に基づく公的保険。

資料1-28 林野火災の発生件数及び焼損面積の推移



資料：消防庁プレスリリース「令和3年（1月～12月）における火災の状況（確定値）」（令和4（2022）年10月28日付け）に基づいて林野庁研究指導課作成。

